

令和4年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和4年12月15日

- 日程第1 議案第66号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第67号 議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第68号 芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第70号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第71号 令和4年度芸西村一般会計補正予算（第4号）
- 日程第7 議案第72号 令和4年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第73号 令和4年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第74号 令和4年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第75号 令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第76号 令和4年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 発議第3号 介護保険制度の改善を求める意見書
- 日程第13 発議第4号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書
- 日程第14 議員派遣の件
- 日程第15 閉会中の継続調査の申し出

招集年月日 令和4年12月15日(木)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 星弥	○	2	堀川 友久	○	3	坂本 史	○
4	山本 俊二	○	5	濱田 圭介	○	6	安岡 公子	○
7	西笛 千代子	○	8	仙頭 一貴	○	9	小松 康人	○
10	岡村 俊彰	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
総務課長 兼会計管理者	松本 巧	健康福祉課長	都築 仁	産業振興課長	吉永 卓史
土木環境課長	山本 裕崇	企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔
総務課長補佐	池田 豪	健康福祉課長補佐	荒井 祐輔	産業振興課長補佐	長崎 寛司
土木環境課長補佐	山崎 純裕	企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

【議事の経過】

令和4年12月15日（木）

[9:00 開会]

《開会》

○ 岡村 俊彰 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和4年第4回芸西村議会定例会第3日を開会します。本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

《日程第1》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第1、議案第66号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第66号は原案のとおり決定しました。

《日程第2》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第2、議案第67号議会の議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、議案第67号は原案のとおり決定しました。

《日程第3》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第3、議案第68号芸西村長等に対する給料等の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 68 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 68 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 4》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 4、議案第 69 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 69 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 69 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 5》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 5、議案第 70 号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 70 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 70 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 6》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第 6、議案第 71 号令和 4 年度芸西村一般会計補正予算（第 4 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 71 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 71 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 7》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 7、議案第 72 号令和 4 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 72 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 72 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 8》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 8、議案第 73 号令和 4 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 73 号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第 73 号は原案のとおり決定しました。

《日程第 9》

- 岡村 俊彰 議長
日程第 9、議案第 74 号令和 4 年度芸西村住宅新築資金等特別会計補正予算（第 1 号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 74 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第74号は原案のとおり決定しました。

《日程第10》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第10、議案第75号令和4年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第75号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第75号は原案のとおり決定しました。

《日程第11》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第11、議案第76号令和4年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。
これから質疑を行います。質疑はありますか。
質疑なしと認めます。
質疑がないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第76号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
全員挙手です。
従って、議案第76号は原案のとおり決定しました。

《日程第12》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第12、発議第3号介護保険制度の改善を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。8番仙頭一貴君。

○ 仙頭 一貴 議員

読み上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。
介護保険制度の改善を求める意見書。

介護保険は施行22年を経過しました。しかし、必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした実態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。「介護保険利用時における1割から2割負担への引き上げ」、「ケアマネジメントの利用者負担の導入」、「要介護1、2について地域支援事

業への移行」、「補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更」など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。

利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、ひいては「住み慣れた地域で安心してくらす」という住民の想いに寄り添う自治体の運営についても困難になることは明らかであり、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

私たちは、介護保険制度の改善を求めて下記の事項について国に要望します。

記。1、介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。

2、介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先は、内閣総理大臣、関係各大臣です。よろしく申し上げます。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、発議第3号は原案のとおり決定しました。

《日程第13》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第13、発議第4号子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書を議題にします。提案者の提案理由の説明を求めます。6番安岡公子君。

○ 安岡 公子 議員

6番安岡公子。読み上げまして、提案理由の説明といたします。

子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら、子どもの発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年の少人数学級化が順次実施されており、2021年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数はすでに22.7人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されていないことは、由々しき事態と言わざるを得ない。

国は2023年4月にこども家庭庁を創設して、これまで以上に子ども関連施策の充実・推進を目指し、予算も倍増するとしている。それならば、今こそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引き上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任ですすめるべきである。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

1、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を図ること。

2、公定価格を引き上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日高知県芸西村議会議長岡村俊彰。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣（少子化対策）。以上よろしくお願ひいたします。

○ 岡村 俊彰 議長

説明が終わりましたので、これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

全員挙手です。

従って、発議第4号は原案のとおり決定しました。

《日程第14》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第14、議員派遣の件を議題にします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付いたしました資料のとおり、それぞれの議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、議員派遣の件はお手元に配付の資料のとおり派遣することに決定しました。

《日程第15》

○ 岡村 俊彰 議長

日程第15、閉会中の継続調査の申し出を議題にします。各常任委員会並びに議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに、ご異議ありませんか。 [「異議なし」の声]

異議がないようですので、各常任委員会並びに議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

《閉会》

○ 岡村 俊彰 議長

以上をもちまして、本会議に付議された事件は全て終了しました。よって、会議規則第8条の規定により、令和4年第4回芸西村議会定例会を閉会します。

[9:21 閉会]